

日 銀 業 第 4 6 号
2 0 2 4 年 2 月 1 9 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」の一部改正に関する件

次の事由により、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年3月1日から実施することとしましたので、通知します。

1. 当座勘定取引先が、市中流通拠点、保管店および直送場所において自己の「現金関連取引専用当座勘定」の払戻を受けることを可能とすること。
2. 保管店および直送場所における日本銀行金融ネットワークシステムを利用した現金受払スキームへの移行（「保管店および直送場所における新たな現金受払スキームへの移行等に伴う「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」等の一部改正について」（令和3年12月13日付発第801号））について、今般、保管店および直送場所を利用するすべての当座勘定取引先において同スキームへの移行が完了したこと。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 第1編 I. 2. (2) ハ、を横線のとおり改める。

ハ、当座勘定の引落の実行

日本銀行は、当座勘定払戻先が日銀当座勘定取引店において当座勘定の払戻を受ける場合には、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において指定された取引実行日に、当座勘定払戻先から日銀窓口にて「当座勘定払戻確認情報記入票」が呈示された際に、当座勘定払戻先の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、遅滞なく、当座勘定の引落を行います。また、日本銀行は、当座勘定払戻先が市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合には、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において指定された取引実行日の前営業日（保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合には、取引実行日の前営業日の午後4時まで）に、当座勘定払戻先または払戻請求入力先から日本銀行にファクシミリ送信等の方法により「当座勘定払戻確認情報記入票」が提出された際に、当該取引実行日において、当座勘定払戻先の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、遅滞なく、当座勘定の引落を行います。

以下略（不変）

- 第1編 I. 2. (5) (注2) を横線のとおり改める。

(注2) 「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」第3条第2項の2にもとづき、~~同一の金融機関等に属する非オンライン取引先のために~~市中流通拠点、保管店または直送場所における当座勘定への入金に対応する当座勘定取引の受払明細を取得する場合および「現金関連取引専用当座勘定にかかる現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」第3条第1項第1号にもとづき、現金関連取引専用当座勘定への入金に対応する当座勘定取引の受払明細を取得する場合には、所定の端末操作手順に従い、当該入金に対応する受払明細を取得してください。

- 第1編 I. 11. 中、「および自己の当座勘定の払戻を市中流通拠点において受ける場合の当座勘定払戻請求」および「または請求」を削る。

- 第1編VI. の柱書きを横線のとおり改める。

オンライン取引先は、日銀ネットを利用して、当座勘定払戻請求を行うことができます^(注)。

(注) オンライン取引先は、日本銀行が特に指示する場合を除き、小切手の呈示による当座勘定の払戻を受けることはできません。ただし、出先拠点を通じて自己の当座勘定の払戻を受ける場合(市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合を除きます。)には、小切手の呈示による当座勘定の払戻を受けることができます。

以下略(不変)

- 第1編VI. 3. を横線のとおり改める。

3. 当座勘定の引落の実行

日本銀行は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める事項を確認したときは、当座勘定払戻先の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、1. の請求の内容にもとづき、遅滞なく、当座勘定払戻先の当座勘定の引落を行います。

①当座勘定払戻先が日銀当座勘定取引店において当座勘定の払戻を受ける場合

当座勘定特則第4条の4第1項各号、「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務に関する特則」第7条第1項各号または「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」(以下「当座勘定規則(現金関連取引)」)と申します。)第6条第1項各号に規定する事項

②当座勘定払戻先が市中流通拠点において当座勘定の払戻を受ける場合

当座勘定払戻先が日本銀行にファクシミリ送信等の方法により提出した「当座勘定払戻確認情報記入票」に記載の受付番号、暗証番号、払戻金額および受領権限者IDが、日銀ネットによる払戻の請求における受付番号、暗証番号、払戻金額および受領権限者IDといずれも一致すること。

③当座勘定払戻先が保管店において当座勘定の払戻を受ける場合

「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（保管店）に関する規則」第5条第1項各号または「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（保管店）に関する特則」第6条第1項各号または当座勘定規則（現金関連取引）第6条第2項各号に規定する事項

④当座勘定払戻先が直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合

「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する規則」第5条第1項各号または「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する特則」第6条第1項各号または当座勘定規則（現金関連取引）第6条第3項各号に規定する事項

以下略（不変）